

No.2 エコリフォーム（補助対象経費が30万円以上(税込)のもの）工事着工前の申請となります。

<p>対象要件 ※いずれも 中古品又は自 作品を除く</p>	外窓交換	外部に面した既存の建具を建具枠とともに交換するもので、当該窓の熱貫流率が4.65 [W/(m <sup>2</sup> ・K)]以下を有するものであること
	内窓設置	外部に面した既存の建具の内側に内窓を設置するもので、当該窓の熱貫流率が4.65 [W/(m <sup>2</sup> ・K)]以下を有するものであること
	窓ガラス交換	外部に面した既存の窓ガラスのガラス部分のみを交換するもので、当該窓ガラスの熱貫流率が4.65 [W/(m <sup>2</sup> ・K)]以下を有するものであること
	玄関ドア等の交換	外部に面した玄関ドア（対象住宅の主たる出入り口）を交換する工事で、当該ドアの熱貫流率が4.65 [W/(m <sup>2</sup> ・K)]以下を有するものであること
	床の断熱改修	少なくとも1の居室の外部に面する床全面を施工するもので、改修後の断熱材の厚さ（熱抵抗率の基準値[m <sup>2</sup> ・K/W] × 熱伝導率[W/(m・K)]）が建築物省エネ法で規定されたもの以上になること
	外壁、屋根、天井の断熱改修	屋根については全面を、外壁、天井については少なくとも1の居室に面する外壁又は天井の全面を施工するもので、改修後の断熱材の厚さ（熱抵抗率の基準値[m <sup>2</sup> ・K/W] × 熱伝導率[W/(m・K)]）が建築物省エネ法で規定されたもの以上になること
	外壁、屋根の遮熱塗装	以下の使用に適合した塗料を外壁又は屋根の全面に塗装すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・グレー（N6）塗料の試験体で、日本産業規格（JIS K5602）により測定された日反射率測定値（全波長域）が50%以上であるもの。ただし、当該塗料と同等の製造技術であればグレー（N6）以外の色の塗料であっても可とする。</li> <li>・屋根を塗装する場合は、日本産業規格（JIS K5675）に適合した塗料であること</li> </ul>
補助対象経費	<p>①材料費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 窓ガラス</li> <li>イ 窓枠</li> <li>ウ サッシ</li> <li>エ ドア</li> <li>オ 断熱材</li> <li>カ 遮熱塗料</li> <li>キ その他工事に必要な材料</li> </ul>	

	②工事費（撤去費除く）
必要書類 (申請時)	① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（家庭用）（様式第1号） ② 事業計画書（別紙1-1～1-5号） ③ 補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し ④ 建物全景 及び 施工箇所の施工前の現況写真 ⑤ 対象箇所の施工図面（物件の平面図、立面図等） ⑥ 部材の性能を証する書類（カタログ等） ⑦ 案内図（住宅地図、グーグルマップ等） ⑧ 建物所有者共有名義人同意書（別紙9号） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。） ⑨ 三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類 （住民票の写し 及び 別紙10号） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。
必要書類 (実績報告時)	① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書（家庭用） （様式第10号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真（詳しくは別紙5・6号をご覧ください） ④ 変更箇所及び内容を示す書類（申請時から変更が生じた場合） ⑤ 小規模事業者施工証明書 ※小規模事業者の加算措置の適用を受ける場合。
必要書類 (請求時)	所沢市スマートハウス化推進補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「エコリフォーム」とは、既存住宅の一部（開口部、壁、外壁等）を改修して断熱性能を向上させることによって、住まいの省エネルギー性能を向上させ、環境にやさしく快適な住まい、健康的な暮らしを実現するリフォームのことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。
- ・マンションにお住まいの方で、個人による改修が認められていない方はご相談ください。